

川口市住宅改修資金助成金交付要領

(令和7年3月28日 決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市住宅改修資金助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）第20条に基づき、事務の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、要綱で使用する例による。

2 この制度について、広報かわぐち、市ホームページ等により市民等に向け周知する際は、「川口市住宅リフォーム補助金」の名称を用いるものとする。

(補助対象工事)

第3条 要綱第4条第1項に規定されている補助の対象となる工事については、別表によるものとする。

2 要綱第4条第2項に規定されている、本市で実施している他の補助制度等と併用する場合には、要綱別表1及び2に掲げる書類のうち、見積書、契約書、領収書については当該他の補助制度等の対象工事と分けて提出するものとする。

(交付申請の受付期間)

第4条 令和7年度の交付申請の受付期間については、第1回の受付期間を令和7年4月18日から8月6日又は第1回の予算額に達するまでとし、第2回の受付期間を令和7年8月7日から令和8年1月30日又は第2回の予算額に達するまでとする。

2 前項のうち、川口市の休日を定める条例第1条第1項における市の休日（以下「市の休日」という。）は除くものとする。

3 受付期間終了後も予算額に達していない場合、住宅政策課長が受付期間を延長できるものとする。

(交付申請書類関係)

第5条 要綱第8条に規定する書類が完備されていないことが明白な場合には、受付をしないものとする。

2 提出する書類については、要綱別表1に掲げる内容を満たさなければならないものとする。

3 併用住宅の場合にあつては補助対象住宅の平面図（非住宅部分と住宅部分の面積・割合がわかる図面）を提出しなければならない。

(標準処理期間)

第6条 要綱第9条の交付申請に基づく交付の決定は、申請のあった日から7日以内
(ただし、市の休日を除く。)とする。

(工事完了報告の期間)

第7条 令和7年度の申請の工事完了報告の期間については、第1回の受付分を工事完了後から令和7年8月29日までとし、第2回の受付分を工事完了後から令和8年2月27日までとする。

2 前項のうち、市の休日は除くものとする。

3 天候不順等で工事が遅れても、第1項の期間は延長できないものとする。

(完了報告書類関係)

第8条 要綱第11条に規定する書類が完備されていないことが明白な場合には、受付をしないものとする。

2 提出する書類については、要綱別表2に掲げる内容を満たさなければならないものとする。

3 工事金額又は工事内容に変更があった場合には、変更後の見積書及び契約書を提出するものとする。

4 銀行振り込み等で支払った場合は、領収書の代わりに振り込み明細書を提出することができるものとする。

5 クレジットカード払いにより領収書が発行できない場合には、市内施工業者が申請者あてに発行したクレジットカードで支払ったことを証明する書類を提出しなければならないものとする。

(アンケートの実施)

第9条 要綱第14条に規定されている請求の際に、併せてアンケートを実施することができるものとする。

(印章)

第10条 要綱別表2第1に掲げる工事証明書に押印する際は、朱肉を使用するものとする。なお、事業者の場合にあっては、社判を押印するものとする。

附 則

この要領の規定については、令和7年4月1日から当面の間、適用するものとする。